

2024年3月1日

お客様各位

株式会社岩手銀行

## EB サービスご利用規定の改定について

平素より岩手銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、以下のとおり各種EBサービスの利用規定を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定日以前に各種EBサービスをご契約いただいているお客様にも改定後の規定が適用されます。

### 記

#### 1. 改定趣旨

提供サービスの変更（FBサービス（ISDN回線）の終了、住民税納付代行サービスの新規受付終了等）および当行への申込手続方法の変更を反映するほか、規定内容明確化および所要の改定を行うものです。

#### 2. 改定する利用規定

改定後	改定前
<a href="#">《いわぎん》インターネットEBサービス「ビジネスWeb」利用規定</a>	<a href="#">《いわぎん》インターネットEBサービス「ビジネスWeb」利用規定</a> 〃 (Web受付サービス用)
<a href="#">《いわぎん》新EBサービス利用規定</a>	<a href="#">《いわぎん》アンサーサービス規定</a> <a href="#">《いわぎん》データ伝送サービス規定</a>
<a href="#">《いわぎん》データ伝送サービス（AnserDATAPORT）利用規定</a>	<a href="#">《いわぎん》データ伝送サービス（AnserDATAPORT）ご利用規定</a>

#### 3. 改定日

2024年4月1日

以上

【本件に関するお問い合わせ先】  
岩手銀行システム部 EB担当鈴木  
電話：019-623-1111（代表）